

ら、犬塚氏のごときはこれ位でこの拙稿を終るが、本文中の同氏の談は勿論文責記者に在ることを斷つて置く。

訂 正

本誌第二十二卷第四號八十五頁、歴代内務土木局長と其時代

茨城縣の災害救済土木事業の執行と

其の前後の情況 (八)

灌 川 勸 則

十四、府縣工事箇所選定標準

前述の如く、事業主體と各事業主體が執行する事業分量が決定したのであるが、府縣事業を如何なる場所に起工するか町村事業は如何なる標準に依り各町村に配當するかに付ては、特に最深の注意を拂ひ事業起興の目的を完全に達するの方途とせねばならぬ、町村事業費配當に付ては次に述ぶることとし、先府縣事業に於ける工事箇所選定の標準を述べれば左の通りである。

中の南部光臣氏の傳記中に氏が「明治三十六年一月土木局長となつて四十年十一月群馬縣知事に轉じてある約四ヶ年」とあるを明治三十七年二月の誤りであつたから訂正して置く。

一、町村事業が耕地被害反別並農作物中水陸稻の被害額を基本數字とし各町村に對する事業費配當の標準と爲したるに對し府縣事業は専ら大局的見地に立ち被害相、被害濃度及要救済者の分布状態を考慮し被害區域中重要な地點に工事箇所を配置することとせり。

二、災害救済農業土木事業、軍用飛行場建設事業、災害復舊土木事業、災害復舊農業土木事業、内務省直轄河川並國道改良事業、國庫補助府縣道改良事業、國庫補助中小河川改良事業、國庫補助漁港修築事業其の他勞賃を仕拂

ふ官營及民營の各種土木事業中工事費比較的大なるものは相當額救済に役立べきものなるを以つて事業費中今後十一箇月間に執行する分量は救済事業として要救済者の就勞を許容し得るものと認定し斯の如き工事箇所と新に起工する工事箇所との重複を避くることとせり。

三、具體的工事の選定に當りては出來得る限り勞力費の多額なる工事を選び救済上遺憾なきを期したり。

四、工事の内容は出來得る限り簡明にして不熟練勞働者と雖も容易に就勞し得る如き工事を選定せり。

五、府縣事業は町村事業の模範たるべき使命を有するを以つて努めて之が機能を發揮せしむるに適する箇所を選定することとせり。

六、既執行の土木事業に於て土木事業本來の效用を充分發揮し得ざる如きもの存する場合は努めて斯る箇所の效用を全からしむる爲特に意を用ひたり

七、新に起工する箇所と雖も只救済の目的を達する爲のみにては充分ならず土木事業本來の効果を收むると共に後

年更に手を施すにあらざれば效用を缺くが如きことなからしむるに努めたり。

右二、に述べたる所は既に「他の土木事業との調整」に於て大體を述べた通り救済事業費總額の決定に當り基本調査に於て決定したる要救済勞力費よりは是等各種事業の勞力費を控除せられたる所なるを以つて是等の工事箇所と救済事業の工事箇所とは重複を避くべきは當然のことに屬するのである。

六、に述べたる所は過去に於て農村振興土木事業、失業救済土木事業、産業振興土木事業等各種の振興又は、救済的土木事業が執行せられ是等事業が豫定年度の執行を爲すこと能はずして打切られだる爲折角の工事が充分效用を發揮するに至らざるものがなしとしないので今回起工の事業を利用し斯る工事の完成を救済と合せ考慮し一石二鳥の手を打つた次第である。右の如き工事の善後措置に付ては地方土木當局は常に意を用ひ努めて斯る工事を救済し土木事業本來の効果を收むることを怠らざる次第であるが、今回の

事業執行に方つても小額の工事費を以つて比較的大なる効果を收め得たのであつた。

十五、町村事業配當標準

農民を對照とする救濟事業に於ては第一に耕地被害反別並に農作物の被害額を對照として事業費を配當すべきは何人も異論なき所であるが災害の發生せる時に於て如何なる農作物が如何なる程度の被害を蒙りたるやを總て調査の數字の正確と調査の迅速とを期することは理想として極めて結構なこととは謂へ調査を急げば數字上或程度の不正確は免れず、數字の正確を期すれば調査の遅延は免れざる所である従つて如何なる農作物が最も重要な地位に在るか又如何なる農作物の被害が農民の生計に最も打撃を與ふるかを速に決定し此の限られたる農作物に付て正確なる、被害を遲滞なく調出し救濟の程度、範圍並事業費總額を決定することが極めて時宜に適するのである、今回の救濟事業費總額決定に當つても此の方法に基礎を置いたのであつ

た従つて各町村に對する事業費配當に方つては、右方法に依り決定の基礎とせられたる重要農作物の被害を標準とせねばならぬのである。昭和十三年六月の茨城縣の災害は水稻植付直後に起りたる爲之に對す被害が最も多額にして且深刻なる被害だつたのである米穀の收穫の多寡が農民の生計のみならず國民全體の生活に多大の影響を與ふことは既に多年に互り我々の經驗した所である。然しながら茲に最も意を用ゆべきは、幾何程度被害が救済に値するかの問題である。此の問題は大局に於ては縣の平年に於ける農産總額と縣内消費額、移出可能額及災害後の減收高と密接な關係を有する此點に付ては既に要救濟戸數算出の項に於て一部を抽象的に述べた所であるが、又具體的に謂へば、被害農民の生活の程度、即ち貧困の程度に重大な關係を有するので。更に項を改めて述べることとし茲には主要農作物にして且今次災害に於て最も被害を蒙りたる米穀被害反別及被害反別より算出せる要救濟者數を標準として各町村に對する救濟事業費を配當したことを述べて置く。